

ドラッグコスモス川東店 (No.1270)

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 8 条第 2 項の規定により述べられた意見の概要を同条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

令和 6 年 1 月 26 日 香川県知事 池田 豊人

- 1 意見の対象となった届出に係る公告
令和 5 年 9 月 12 日香川県公告
(大規模小売店舗立地法の規定による新設の届出)
- 2 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地
ドラッグコスモス川東店
高松市香川町川東下 560 番地 外
- 3 法第 8 条第 2 項の規定により住民等から聴取した意見の概要
(意見の概要)
 - 当店舗の近くに川東小学校があり、登下校時間帯は児童の通行が多いため、看板の設置や時間帯によってはガードマンの配置等を行い、周辺の交通安全に十分配慮して営業していただきたい。
 - 主要地方道三木綾川線 (13 号) の区域変更 (平成 26 年 5 月 27 日告示、第 231 号) と整合性を図り、歩行者の通行の利便や安全を確保するため、県道 (歩道) の拡張を踏まえた駐車場の配置をしていただきたい。
- 5 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
縦覧場所： 香川県商工労働部経営支援課 及び 高松市創造都市推進局産業振興課
縦覧期間： 令和 6 年 1 月 26 日から令和 6 年 2 月 26 日まで